

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和6年3月

文部科学省高等教育局



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

社会・援護局関係主管課長会議

# 高等教育の修学支援新制度について

令和6年3月

高等教育局 学生支援課 高等教育修学支援室

# 文部科学省・都道府県・市町村が実施する教育費負担軽減の取組について

## 幼児教育・保育の無償化

⇒ 令和元年10月から実施 ※消費税引上げによる財源を活用

- **3歳から5歳までの全ての子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化**  
※施設型給付を受けない幼稚園…月額上限2.57万円まで無償化（国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立特別支援学校幼稚部は0.04万円まで無償化）
- **保育の必要性のある子どもについては、幼稚園の預かり保育も無償化**  
・利用実態に応じて、月額上限1.13万円まで無償化

## 就学援助の充実（義務教育段階）

- **市町村の行う経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への支援のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者への支援に対し国庫補助を実施**  
・支援対象項目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／医療費／学校給食費  
※生活保護における教育扶助等により措置がされている場合、修学旅行費と医療費（学校保健安全法で定める疾病に限る）のみが本制度の支援対象となる。

## 高等学校等の授業料支援

⇒ 私立高等学校等の実質無償化については令和2年4月から実施

- **高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給**（基準額：年額11万8,800円※公立高等学校授業料相当額）
- **年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校等の授業料支援の大幅拡充**  
・高等学校等就学支援金の支給上限額を年額39万6,000円（全国の私立高等学校の平均授業料を動向した水準）まで引上げ（※私立高校（通信制）の支給上限額：年額29万7,000円）
- **令和5年度から家計急変世帯への支援の仕組みを創設**  
・年収590万円未満世帯となった場合には、通常の就学支援金と同様に支援

## 高校生等奨学給付金の充実

- **生活保護世帯・住民税非課税世帯（年収270万円未満世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減**  
・授業料以外の教育費：教科書費／教材費／学用品費／通学用品費／入学学用品費／教科外活動費／通信費／修学旅行費など  
・支援額は世帯状況・進学（在籍）する学校によって異なり、年額3万2,300円～15万2,000円

## 高等教育の無償化

⇒ 令和2年4月から実施 ※消費税引上げによる財源を活用

- **大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（大学等）について、低所得者世帯の子供たちを対象とした修学支援新制度を実施**
  - 1. 住民税非課税世帯（年収270万円未満世帯）**  
**大学の例（短期大学、高等専門学校、専門学校についてもそれぞれ金額設定あり）**
    - ・**授業料等減免** ・国公立：授業料 約54万円、入学金 約28万円 ・私立：授業料 約70万円、入学金 約26万円
    - ・**給付型奨学金** ・国公立：自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円 ・私立：自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
  - 2. 住民税非課税世帯に準ずる世帯についても、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援**  
※令和6年度より、子供3人以上を扶養している多子世帯（1/4を支援）や私立理工農系の学生等（授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援）の中間層（年収約600万円程度）への支援を拡大  
※令和7年度より、子供3人以上を扶養している多子世帯の学生等について、学校種や設置者ごとに国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学金を無償とする（扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象）
- **支援対象について要件を設定**
  - ・支援対象者の要件：①【採用時】 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認  
②【採用後】 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
  - ・大学等の要件（国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象）：①学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等  
②経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

## 貸与型奨学金による支援

- **国（JASSO）による大学等への支援の例**  
※高校段階は都道府県等で実施
- （自宅外・私立大学生の場合）
  - ・無利子奨学金  
最大年76.8万円（世帯年収800万円程度まで）
  - ・有利子奨学金  
最大年144万円（世帯年収1,150万円程度まで）

## 授業料後払い制度

⇒ 令和6年度から実施

- **大学院修士段階の学生を対象に、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得に応じて後払いとする仕組みを創設**
  - ・本人年収300万円程度以下まで利用可能
  - ・後払いとできる授業料の額：国公立…約54万円  
私立…約78万円
  - ・例えば子供が2人いる場合は、本人年収400万円程度までは、所得に応じた納付は始まらない

# 高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校(4年、5年)・専門学校  
 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給  
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯(※)の学生  
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用  
 (※)令和6年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層に支援を拡大

令和6年度予算案 5,438億円

授業料等減免 2,864億円※  
 給付型奨学金 2,573億円  
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る  
 地方負担分(470億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,908億円

## 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 35万円、自宅外生 80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 21万円、自宅外生 41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 46万円、自宅外生 91万円
私立 高等専門学校	自宅生 32万円、自宅外生 52万円

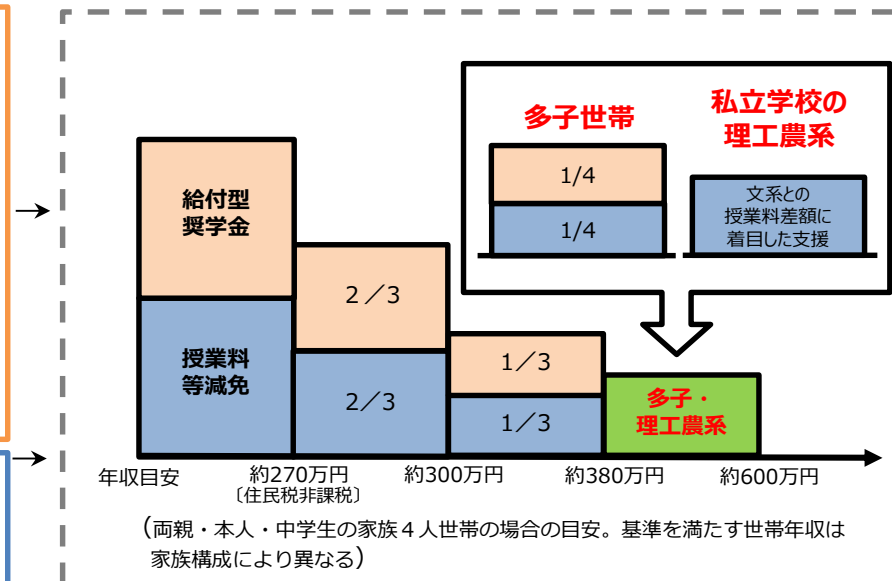
## 授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※給付額及び上限額は単位未満を四捨五入した数値



## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

## 大学等の要件

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

# 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯の出身者・社会的養護を必要とする者の場合～

## 1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※単位未滿を四捨五入しています。

## 2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考) 年額	月額	(参考) 年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	40万円	66,700円	80万円
	私立	42,500円	51万円	75,800円	91万円
高専	国公立	25,800円	31万円	34,200円	41万円
	私立	35,000円	42万円	43,300円	52万円

※単位未滿を四捨五入しています。

## 3. 所得・資産の要件の確認

### (1) 生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、本人の所得・資産で判定し、所得に応じて支援区分が決まります。

### (2) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、所得に応じて支援区分が決まります。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

## 趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、**予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。**

家計を急変させる予期できない事由(急変事由)

**生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気**（による就労困難）、**失職**（※1）、**災害等**、父母等による**暴力等からの避難**（※2）

（※1）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

（※2）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



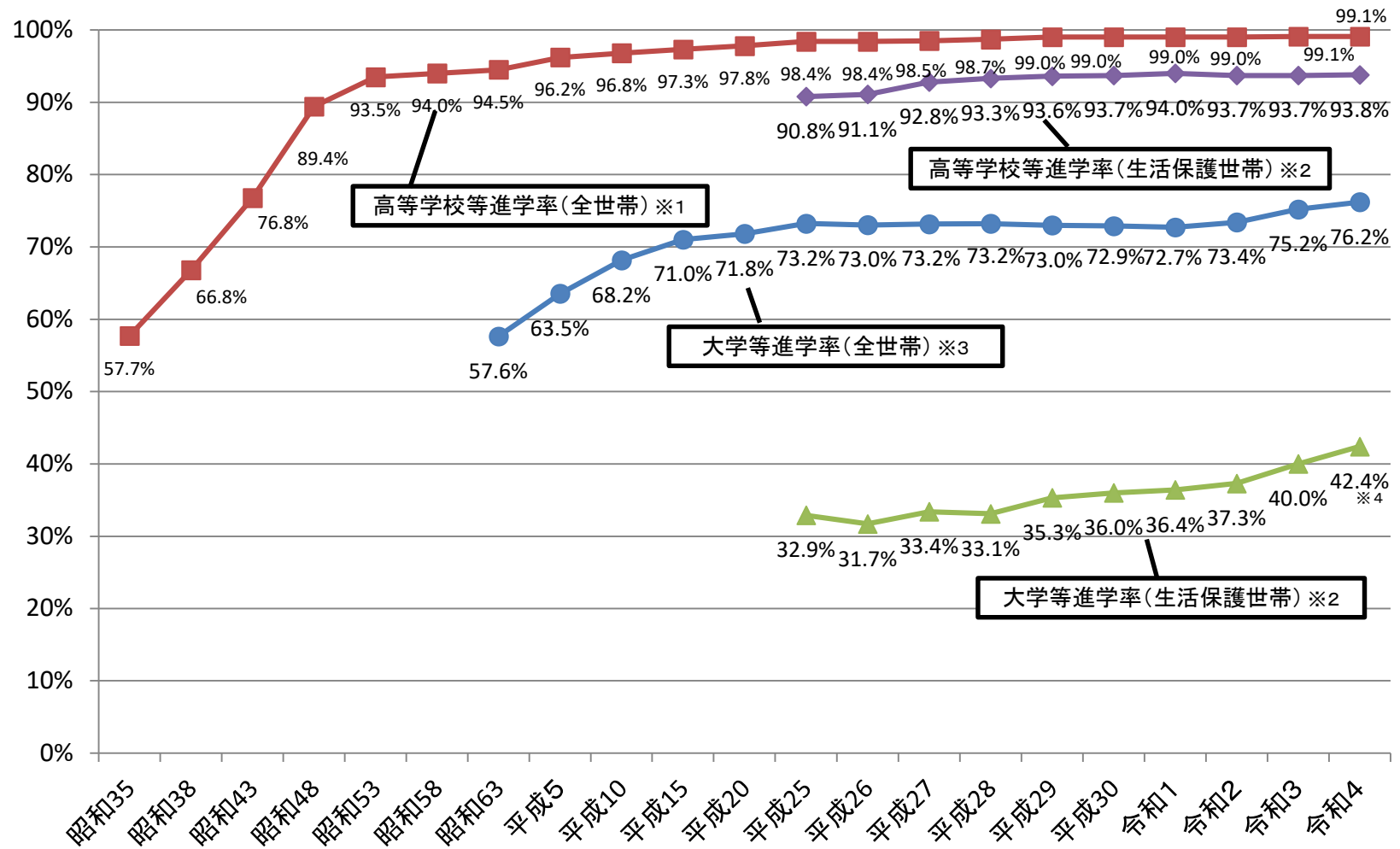
	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

## 支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。  
※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

# 高等学校等、大学等進学率の推移



(注1) 令和5年6月1日時点で自治体に確認が取れた数値を記載  
 (注2) 昭和62年以前は、専修学校・各種学校入学者数のデータを把握していないことから、それ以前の大学等進学率は不明である。  
 (注3) 各年3月の中学校等及び高等学校等を卒業した者の進学率  
 (注4) 「生活保護世帯」と「全世帯」の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには留意

※1 文部科学省「学校基本調査」  
 ※2 保護課調べ  
 ※3 文部科学省「学校基本調査」を基に保護課にて算出  
 ※4 生活保護世帯において既卒者1年目までを含めた上で算出すると大学等進学率(生活保護世帯)は47.3%(令和4年)となる。

# 保護者の進学段階に関する希望について

## 保護者の意識①

世帯収入が低いほど、子の進学段階に関する希望は、「高校まで」の割合が高くなり、「大学またはそれ以上」の割合は低くなる

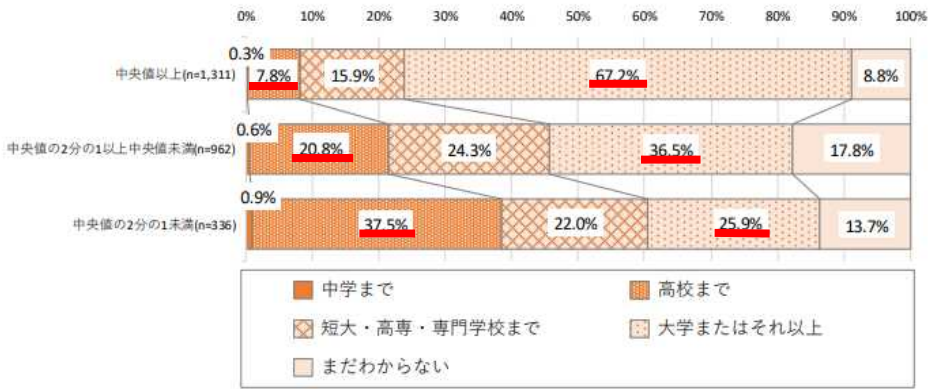


図 2-1-6-2 等価世帯収入の水準別、子供の進学段階に関する希望・展望

## 保護者の意識②

子の進学段階に関する希望を「高校まで」と考えた理由として、世帯収入が低い層は「家庭の経済的な状況から考えて」と答える割合が高い

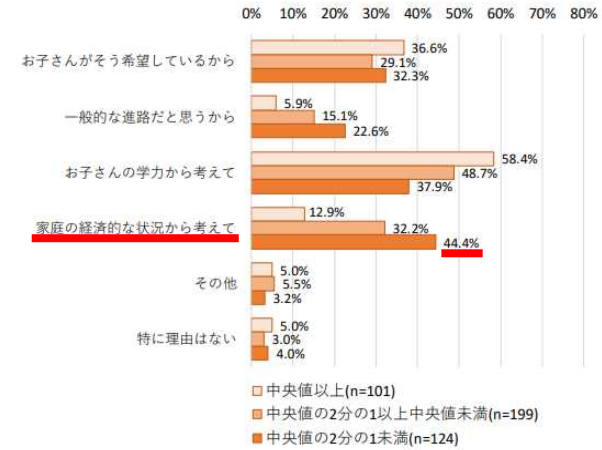


図 2-1-6-6 等価世帯収入の水準別、進学段階に関する希望・展望について「高校まで」と考える理由

「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（令和3年12月 内閣府政策統括官（政策調整担当））より



# 子の進学段階に関する希望について

子の意識① 世帯収入が低いほど、進学段階に関する希望は、「高校まで」の割合が高くなり、「大学またはそれ以上」の割合は低くなる

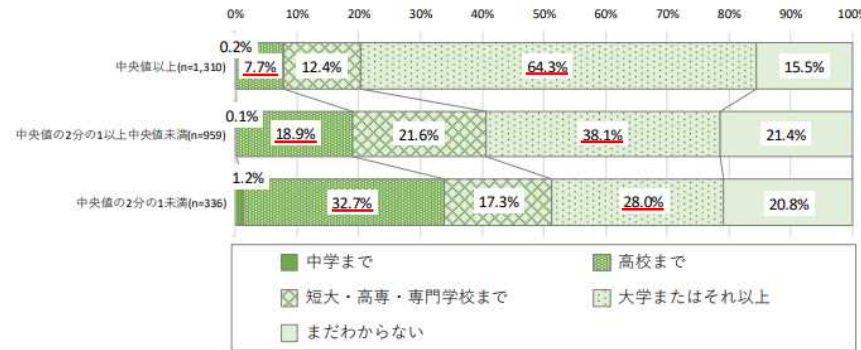


図 2-2-2-2 等価世帯収入の水準別、進学したいと思う教育段階

子の意識②

- ・進学段階に関する希望を「高校まで」と考えた理由として、世帯収入が低い層の子は、高い層の子と比べ、「家にお金がないと思うから」「早く働く必要があるから」という直接的な経済的な理由を挙げる割合が高い
- ・また「親がそう言っているから」「兄・姉がそうしているから」といった周囲の影響を挙げる割合も高い

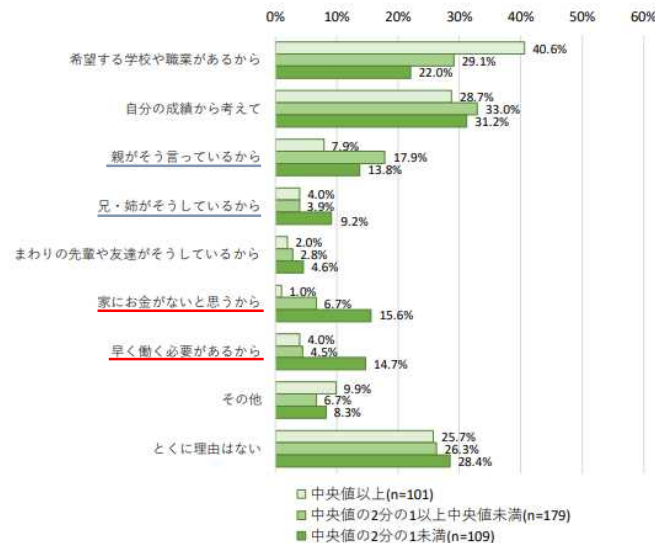


図 2-2-2-9 等価世帯収入の水準別、進学希望の教育段階について「高校まで」と考える理由

子の意識③

- ・世帯収入が低い層の子のなかでも、進学段階に関する希望を「大学またはそれ以上」と考えた者は、その理由として「希望する学校や職業があるから」と答えた割合が、世帯収入が高い層の子と比べ高い。

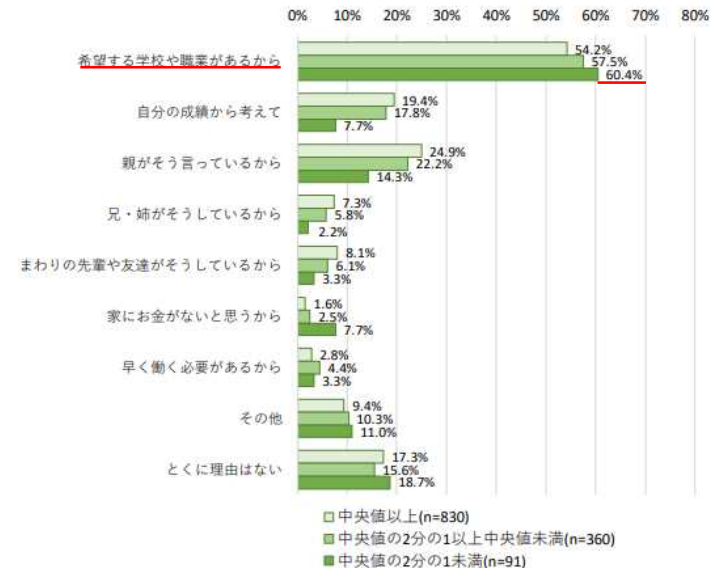


図 2-2-2-11 等価世帯収入の水準別、進学希望の教育段階について

「大学またはそれ以上」と考える理由

### 3. 子どもの貧困への対応

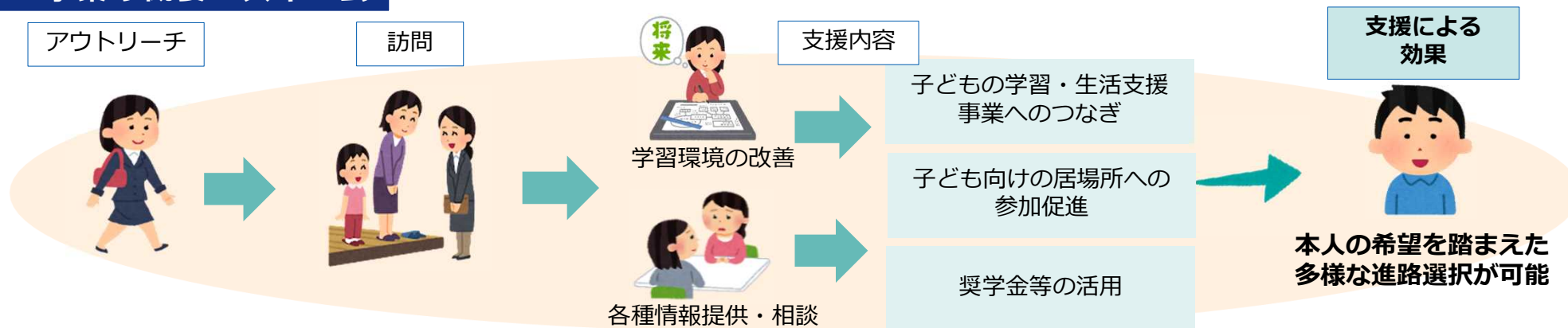
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度は、子どもの貧困に対応していく役割も担っており、こども家庭庁その他の関係省庁の施策とも連携しながら、早期に適切な支援につながるよう、引き続き子どもの貧困対策を進めていく必要がある。
- 生活保護受給世帯の子どもは、家庭での学習・生活環境、学習意欲や将来の進学に向けた意識面等で課題を抱えており、保護者も周囲の地域との関わりが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等には、より個別支援を行う必要性が高い。また、ケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもとの接触が十分にできていないことや、子どもの発達についての知識等が不足しているなどの課題がある。
- このため、生活保護を受給している子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設する必要がある。

令和6年度当初予算案 1.6億円（-） ※（-）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。  
また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識などが不足しているなどの課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 補助率：2／3

※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定。

# 參考資料

かね しんぱい だいがく せんもんがっこう まな  
お金の心配なく**大学**や**専門学校**などで学びたいみなさんへ

くに しえんせいど つか だいがく せんもんがっこう かよ  
**国の支援制度**を使って**大学**や**専門学校**などに通うなら  
(高等教育の修学支援新制度)

じゅぎょうりょう にゅうがくきん むりょう ばあい すく ばあい  
① **授業料**や**入学金**が**無料**になる場合や、**少**くなる場合があります。

しょうらいかえ せいかつひ つか かね もら  
② **将来返さなくてよい**、**生活費**などに**使**えるお**金**を**貰**えます。

修学支援  
新制度



りょうほう しえん  
**両方**が**支援**されることに。



くわ しょうほう がっこう せんせい たず  
詳しい情報は**学校**の**先生**にお尋ねください。

文部科学省  
特設HP



「学びたい気持ちを応援します」  
(制度全体の概要を確認できます。)



2020年4月から新制度がスタートしています!

**対象** 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

**支援内容** 授業料・入学金の  
**免除/減額** + 給付型奨学金の  
**支給**

**返済不要!**

**申請期間** 高校3年の4月以降  
(学校ごとに異なります。進学後に大学等で申し込むこともできます)

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。(注)高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

## くわしい情報はこちら

文部科学省特設HP



(制度全体の概要を確認できます。)

高等教育の修学支援  
LINE公式アカウント



日本学生支援機構  
進学資金シミュレーター



(自身が対象となるかななどを  
だまかに調べられます。)

## 支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター  
電話: 0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)  
※土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。  
※給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口  
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は, 在学中の  
学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

修学支援  
新制度



# 進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>



QRコード

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、  
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

## 資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)」)

進学したら、生活費はいくらかかるの? 奨学金の種類やどの奨学金が利用できるのか? 知りたい方はコチラ!

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

シミュレーションする

**トップ画面**

生活費がいくらか、必要となるのか? 知りたい方はコチラ!

奨学金の種類やどの奨学金が利用できるのか? 知りたい方はコチラ!

学生生活費シミュレーション

奨学金選択シミュレーション

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと、生活費のシミュレーションが行えます。

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと、奨学金のシミュレーションが行えます。

奨学金を貸与・返還シミュレーション

いくつかの質問に答えることで、貸与月額や毎月の返還額。

利用したいシミュレーションを選択

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 情報入力

収入 (「年収」や「所得」等) は2018年1年間 (1~12月) の情報を入力してください。また、年齢や、世帯 (家族の人数等) については、2018年12月31日時点の情報を入力してください。

【家計】 申込者の生計を維持している人について回答してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。  
 共働き  両親とも居るが片働き  ひとり親  申込者自身  
 その他
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。  
 受けていない  受けている
- 申込者の生計を維持している人 (1人目) の情報を入力してください。  
 1人目の年齢は、  
 ( 45 ) 歳  
 1人目の給与収入は、  
 ( 200.0 ) 万円  
 公的年金収入は、  
 ( 0.0 ) 万円  
 給与・年金以外の所得は、  
 ( 0.0 ) 万円

**入力画面**  
収入額等に関する情報を入力

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け) 結果表示

満額の支援

申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込者と生計を維持している人として、進学資金について相談してみましょう。

給付月額	75,800円
参考: 支給額算定基準額(1人目)	0円

進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。  
 ※給付奨学金に加え第一種 (無利子) 奨学金の貸与を希望する場合、第一種 (無利子) 奨学金の貸与を受けることができる金額に制限がかかります。上限金額は月額0円です。  
 ※支給額算定基準額は、収入や所得から算出される。給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

※シミュレーションの結果表示された支援額は進学資金が不足することが想定される場合や、一定以上の収入又は所得があるために支援対象に該当しない場合であっても、当機構の貸与奨学金を利用できることがあります。貸与奨学金シミュレーションもご利用ください。

※シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果との差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※本シミュレーションでは、あなたが入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更される可能性があります。

**結果表示画面**  
支援される金額等が表示

## 進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けられる奨学金の種類 (無利子奨学金か、有利子奨学金か) と貸与月額を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金 (無利子・有利子奨学金) について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能